

第三者行為(交通事故等)で介護サービスを受ける時は さぬき市へ届出が必要となります。

- 介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為によって状態が悪化した場合でも介護保険サービスを受けることができます。
- ただし、介護保険サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則ですので、さぬき市が一時的に立て替えた介護給付分を、あとで加害者へ請求することになります。
- そこで、さぬき市が支払った介護給付が第三者行為によるものを把握するために、介護保険の第1号被保険者(65歳以上)の方が、交通事故等の第三者行為を原因として介護保険サービスを受けた場合は、届出が必要になります。
- 交通事故等により要介護状態になった場合や状態が悪化した場合は、さぬき市長寿介護課へ届出をお願いします。

○提出書類(①から④についての様式は、さぬき市長寿介護課またはホームページに掲載してあります。)

- ①第三者行為(交通事故等)による傷病届
- ②事故発生報告書
- ③念書(兼同意書)
- ④誓約書

※相手方が記入するもの。相手方が書いてくれない場合は必要ありません。

- ⑤自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書

※原本が必要です。(写しの場合は原本証明が必要です)

※申請書は警察署、交番、駐在所、自動車安全運転センター事務所にあります。

- ⑥示談が成立している場合は示談書の写し

※(記入に際しては、相手方の保険情報も必要となりますので、一度ご担当の保険会社にご相談ください。)

〔お問合せ〕

さぬき市長寿介護課

電話:0879-26-9904

ファックス:0879-26-9948

メールアドレス:kaigo@city.sanuki.lg.jp